

令和8年度横手市地域おこし協力隊募集要項  
(大雄ホップ農業協同組合所属)

横手市との雇用関係の有無	なし
募集内容 募集人数	次世代ホップ農家 1名
募集の背景	<p>秋田県横手市が、ビールの味や香りの決め手となる「ホップ」の主産地であることはご存じですか？</p> <p>横手市では、大雄地域を中心に50年以上前からホップを栽培し、2021年産～2025年産市町村別生産量で全国1位になるなど、全国トップクラスのホップ産地を築き上げています。</p> <p>しかし、農家の高齢化や担い手不足により、生産者数、栽培面積、生産量が減少し続けており、このままでは、地域の風物詩である「ホップの風景」が消え、農家が長年の努力により培ってきた国内屈指の反収(10aあたりの収穫高)を誇る高度な栽培技術も失われてしまいます。</p> <p>そこで、横手市では、2018年に官民連携の「よこてホッププロジェクト」を立ち上げ、「横手産ホップ」を未来へ継承していくための持続可能なホップ産地づくりと横手産ホップを通じた地域活性化に取り組んでいます。</p> <p>2024年3月には、生産振興において今後の方向性や具体的行動をまとめた「持続可能なホップ生産の実現に向けた推進プラン」を策定し、挑戦の100年に向けた取り組みを始めています。</p> <p>今回募集する地域おこし協力隊は、横手市のホップ生産の基盤となる大雄ホップ農業協同組合(以下、大雄ホップ農協)に所属し、ホップを未来へ繋ぐ活動に取り組みます。持続可能な生産体制を実現するには、担い手不足の解消や老朽化した乾燥施設の更新など多くの課題があり、これらの課題解決のためには、みなさんの知恵や経験、ホップへの情熱が必要です。</p> <p>私たちと一緒に、生産現場の課題解決に取り組みながら、ホップ栽培や地域の魅力に触れ、ホップ生産の新たな時代を築いていきましょう。</p>

業務概要	次世代ホップ農家 (1) ホップ農家のともで栽培技術を学ぶ (2) ホップ栽培の魅力発信、情報発信 (3) 持続可能なホップ生産に向けた生産現場の課題解決 (4) その他、ホップを通じた地域活動
応募条件	次に掲げるすべての要件を満たす方 (1) 令和 8 年 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の方 (2) 生活の拠点として都市地域等に住民票がある方で、採用後に横手市に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方。または、横手市以外の同一自治体で 2 年以上地域おこし協力隊として活動経験があり、退任から 1 年以内の方 (3) 心身ともに健康で、地域との親交を深める意思がある方 (4) ホップに情熱を持って向き合える方 (5) 普通自動車運転免許を有する方 (6) SNS やパソコンの基本ソフトの操作スキル（ワード、エクセル、パワーポイント等）、インターネット等の活用ができる方 (7) 活動終了時に横手市に定住する意欲のある方 (8) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
勤務地	秋田県横手市
勤務時間	原則午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（うち休憩時間 60 分） ただし、農作物の栽培管理等の理由によりフレックスタイム制を認めます。 <b>【休日】</b> 週 2 日 ※原則的に休日は土曜、日曜 振り替える日は可能な限り同じ週もしくは翌週の 1 日とする。 <b>【休暇】</b> 年次有給休暇（法定通り） 夏季休暇（8/13～8/16）、年末年始休暇（12/29～1/5）、育児休暇が付与されます。 ※夏季休暇については収穫状況により要相談。
雇用形態 雇用期間	大雄ホップ農協との雇用契約締結 <b>【雇用期間】</b> 令和 8 年 4 月 1 日以降から令和 9 年 3 月 31 日まで

	<p>(市と内定者との相談のうえ決定します) ただし、最長3年を限度に延長することができます。 (例) 令和8年4月1日に採用された場合、最長で令和11年3月31日まで延長可能</p>
給与・賃金等	<p>月額 210,000円 (その他賞与あり) ※社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。</p> <p>(1) 所定外労働等に対する割増率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所定外 法定超(25%)</li> <li>② 休日 法定外(35%)</li> <li>③ 深夜 (50%)</li> </ul> <p>(2) 賃金締切日 毎月月末</p> <p>(3) 賃金支払日 毎月 21 日</p>
待遇・福利厚生等	<p>(1)休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります (届出が必要です)。</p> <p>(2)勤務時間中は、活動に必要なパソコン、事務用備品等を貸与可能です。</p> <p>(3)活動期間中の住居は、家賃 5万円を上限とし、受入団体が借り上げし、貸与します。 ただし、当市への引っ越しに係る費用、上限を超えた場合の家賃の差額、生活備品、光熱水費等は自己負担とします。また、退去時に敷金に超える費用が発生した場合においても個人負担とします。</p> <p>(4)健康保険、厚生年金、雇用保険等に加入します。 ※生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。</p>
申込受付期間	令和7年12月22日(月)～令和8年2月13日(金)
選考方法	<p>(1) 応募手続</p> <p>以下の書類を申込み先に郵送してください。封筒には「地域おこし協力隊応募用紙在中」と朱書きしてください。 なお、いただいた書類は返却しませんので、ご了承ください。</p> <p>① 応募用紙(別添様式) 1部</p> <p>② 住民票 1部</p> <p>(2) 申込み・問合せ先</p> <p>住 所:〒013-0354 秋田県横手市大雄字狐塚253番地</p>

電 話：0182-35-2267

E-mail：shokuno@city.yokote.lg.jp

担 当：横手市農林部食農推進課 佐々木

(3) 選考方法

【第1次選考(書類選考)】

応募用紙による書類選考を行い、選考結果を通知します。

【第2次選考 (WEB カジュアル面接試験)】

第1次選考合格者を対象に行います。詳細は第1次選考結果と併せて通知します。

【第3次選考 (現地面接)】

第2次選考合格者を対象に行います。

(4) 選考時の注意事項

- ① 着任地での面接にかかる費用（交通費、宿泊費等）はご自身で負担いただきます。
- ② 募集期間中、希望者には応募に関する個別相談に応じます。
- ③ 個別の合否理由については、お答えしておりませんのでご了承ください。
- ④ 必須ではありませんが、ミスマッチをなくすために事前に横手市にお越しいただき、現地見学をしておくことをお勧めします。書類選考通過後、ご希望の場合は担当者(佐々木)までお問い合わせください。